

個人情報の取扱いに関する業務委託契約留意事項

この留意事項は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）と個人情報の取扱いに関する業務委託契約の一般的約定事項を定めるものである。

（機密の保持）

1 受注者は、本業務の履行により知り得た個人情報を機密として保持し、業務期間中及び業務期間終了後においても、本学及び受注者以外の如何なる者（以下「第三者」という。）に、法令に特に定める場合を除き、一切開示又は漏洩しないものとする。

（目的外利用の禁止）

2 受注者は、業務の履行により知り得た個人情報を本業務遂行目的以外の用途に使用しない。また、第三者の利用に提供しないものとする。

（複写・複製等の禁止）

3 受注者は、本業務の履行に必要な個人情報を本学の承認を得ずに複写又は複製しない。また、業務範囲外の個人情報の加工・利用については、本学の許可無く一切しないものとする。

（個人情報の管理・保管）

4 受注者は、本業務の履行にかかわる個人情報の管理・保管については、所定の場所において施錠保管するなど細心の注意を払うものとする。また、受注者は、本学に対し、管理・保管の実施体制について、書面で提出するものとする。

（事故発生時の報告義務）

5 受注者は、本業務を履行する上で漏洩等、事故が生じたときは、速やかに本学に対して連絡するとともに遅延なく必要な調査を行い、再発防止策を策定し、調査結果及び再発防止策を、書面をもって本学に報告するものとする。

（管理上の立入り調査）

6 本学は、本業務の履行に伴う個人情報の保護管理の上で、本学が必要と認めたときは、本学の指定する職員を受注者の管理する施設に立ち入れさせて、管理の状況その他これに関する設備の状況等を調査することができる。この場合、受注者は、当該立入り調査に協力しなければならない。調査結果を踏まえ、受注者の個人情報の取扱いについて、改善が必要と判断される合理的理由がある場合、本学は受注者に対して改善を要求することができる。受注者は当該改善要求に対し速やかに改善策を講じなければならない。

（再委託）

7-1 受注者は、本業務を第三者に委託しない。ただし、本学の承認の上、本留意事項に規定する個人情報の保護管理策と同様の内容を講じることが出来る業者に当該個人情報を含む業務を再委託することができるものとする。なお、再委託を行うにあたり、受注者が本学に承認を得る方法は、書面によるものとする。

7-2 前項により再委託する際は、予め受注者と再委託業者との間で覚書等を締結する。

（個人情報の返還・廃棄）

8 受注者は、本業務が終了した場合又は本学からの請求があった場合は、速やかに本学に当該個人情報を返還するものとする。返還が不可能又は困難な場合には、本学の指示に従って消去又は廃棄する。

（損害賠償）

9 受注者又は受注者の従業者等若しくは再委託先が本留意事項に違反し、本学又は第三者に損害を発生させた場合、当該損害の一切を受注者は賠償しなければならない。

（契約解除）

10 本学は、受注者が本留意事項に規定される義務を遵守しなかった場合には、受注者に対する事前の通知がなくとも直ちに契約を解除することができる。

（疑義等）

11 本留意事項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、両者協議の上定めるものとする。